

日の分類を爲し且つ調査方針等に付き詳細の打合せを爲し其の決定に基き各委員に於て向ふ一週間内に調査書の調製を爲す事となり五時半散会せり次回は十九日午後一時半開會の筈なり

第六日(五月十三日)

第一部委員會は十三日午後一時半より開會井上、俵、香村三委員出席起草中なりし製鐵原料の調査及び供給に關する答申案を脱稿したるが來る十五日午後一時半より開會の第一部特別委員會に附議し更に審査の上本會議に提出することに決し同五時半散會せり

第七日(五月十五日)

第一部特別委員會は十五日午後一時より開會、河野農相以下の出席あり原案起草委員井上、俵、香村の三氏が作製したる製鐵原料の調査及供給に關する内外の現勢より將來に亘る詳細なる草案を基礎とし逐條的に熱心詳細なる調査を行ひしが全部決定に至らざるを以て引續き特別委員會を開會する事となし五時過散會せり而して右調査原案の内容は製鐵事業の將來に對し頗る重要な關係あるを以て一定の時期に至る迄當局者及委員に於ても秘密を嚴守する事と爲せりと

第八日(五月十六日)

第一部特別委員會は十六日午後一時半より開會河野農相、上山次官、町田、坪井、兩正副參政官磯部礪山局長並に委員長高崎親章氏以下委員全部出席前日に引續き起草委員の作製に係る第一諮問事項答申案の後半に就き審議する所ありて同五時散會せり因に第二部特別委員會は來十九日開會の筈なりしが當日は農商務省の地方官會議開催さるゝを以て延期し二十日午後一時半より開會すること、變更したる由

第九日(五月廿日)

第二部特別委員會は二十日午後一時より農商務省内製鐵所長官室に於て開會中村委員長以下各委員出席農商務省より上山次官磯部礪山局長及藏川幹事列席先づ第二諮問案「製鐵業の種類調査に關する事項」につき各委員に於て夫々答申案を作成提出する事に決定し居りたるを以て各自答申案につき逐條説明する所あり該答申案につき協議決定を爲し同四時散會せるが何れ二十三四日頃には本會議を開會附議する等にて尙第三第四の諮問事項も同時に協議を爲すべし(以下次號)

◎製鐵所官制改正

臨時建設部設置

曩に閣議にて決定したる製鐵所擴張に伴ふ製鐵所官制中改正の件は十八日官報勅令第百三十五號を以て公布したるか其要領は參事二人を『三人』に副參事三人を『五人』に技師三十一人を『四十二人』に書記五十四人を『六十六人』に技手百十五人を『百四十人』に増員し同所は從來工務、銑鐵、鋼材、經理の四部に分ちたるを今回製鋼部を加へて五部とし各部事務の分掌は農商務大臣之を定め同時に勅令第百卅五號を以て同所に臨時建設部を設置し臨時職員を増置せる旨公示し孰れも即日より施行せり。

第一條 製鐵所擴張の事務に從事せしむる爲製鐵所に臨時建設部を置く

第二條 同所に臨時左の議員を増置し臨時建設部に屬せしむ

副參事專任一人(奏任)△技師專任七人(奏任内一人を勅任と爲すことを得)

△書記專任二人(判任)△技手專任十二人(判任)

製鐵所職員任命

十八日官報を以て製鐵所官制を改正し職員の増員及び臨時職員設置の結果左の通り任命ありたり

任製鐵所參事(六等)

任製鐵所副參事(七等)

製鐵所副參事 粟 本 快 一
製鐵所書記 白 井 喜 三 郎

製鐵所技手末兼要▲同一木本清三▲同渡邊徹▲同權藤薰平▲同辰野鉢▲同瀧川長雄▲同大石源治▲同城正俊▲小林長輔

任製鐵所技師(七等)各通